

旧別表六の二 (三) 付表二の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が平成20年改正前の措置法第68条の9第1項、第2項又は第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「連結繰越税額控除限度超過個別帰属額15」には、旧別表六の二(三)の「連結繰越税額控除限度超過額21」の金額と「同上のうち当期控除額22」の金額が一致している場合に、その連結法人に係る旧別表六の二(三)付表三の「(36)の累積額39」の最も右側の欄に記載した金額を記載します。

3 「総額方式分控除可能額及び直前累積控除未済額の合計額が繰越控除金額を超える場合」の各欄は、最初の超過連結事業年度（連結繰越税額控除限度超過額をその発生の古いものから順次合計した場合にその合計した金額が旧別表六の二(三)の「同上のうち当期控除額22」を超えることとなる最初の連結事

業年度）の総額方式控除可能額（旧別表六の二(三)の「前期繰越額又は当期税額控除限度額34」の「総額」に記載した金額）と直前累積控除未済額（旧別表六の二(三)の「前期繰越額又は当期税額控除限度額34」に記載した金額のうちの当期の開始の日前1年以内に開始した各連結事業年度のうち最も古い連結事業年度から最初の超過連結事業年度の直前の連結事業年度までの金額を合計した金額）との合計額が、繰越控除金額（旧別表六の二(三)の「同上のうち当期控除額22」に記載した金額）を超える場合に記載します。

4 「最初超過連結事業年度控除可能額及び直前累積控除未済額の合計額が繰越控除金額を超える場合」の各欄は、最初の超過連結事業年度の最初超過連結事業年度控除可能額（旧別表六の二(三)の「前期繰越額又は当期税額控除限度額34」の「総額」及び「特別」に記載した金額の合計）と直前累積控除未済額との合計額が繰越控除金額を超える場合に記載します。